

**I 2012年度認証評価における指摘事項（努力課題） ※参考**

- ・大学院博士後期課程において、コースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。⇒2017年度対応予定
- ・収容定員に対する在籍学生数比率について、修士課程で0.20と低いので、改善が望まれる。⇒2016年度 0.30

**II 2016年度大学評価委員会の評価結果への対応**

**【2016年度大学評価結果総評】**

法学研究科の2012年度認証評価における指摘事項については、以下のとおりである。

①カリキュラム委員会による検討の積み重ねの結果、修士課程・博士後期課程ともに、新たなコースワーク・リサーチワーク導入を基軸とする新カリキュラム改革の枠組みはすでに固まっており、2017年度に実施する予定である。作業が予定どおり進められることを期待したい。②2015年度入試改革とそれを踏まえた2016年度入試の実施（外国人・社会人入試、受験科目見直し等）により、修士課程の入学人数は増加傾向にあることは評価できる。引き続き、修士課程の収容定員に対する在籍学生数比率の改善に努めることが望まれる。

2015年度大学評価結果への対応については、2015年度入試改革とそれを踏まえた2016年度入試に努力を傾注したことは評価できるが、依然として、博士後期課程の入学人数は厳しい状況にある。このような状況に対しては、入試改革と2017年度実施予定の新カリキュラムとの相乗効果を踏まえ、今後数年間の動向を見極めた上で、新たな方策を検討し講じていくことが、法学研究科の方針とされている。引き続き、定員充足率の改善に向けて努力することが望まれる。

法学研究科では、志願者数・入学人数の厳しい状況等を踏まえて、さらには時代の大きな変化を背景にして、新カリキュラム改革や入試改革など具体的な対策を講じてきており、その成果に期待したい。

**【2016年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】（～400字程度まで）**

ここ数年間の作業の成果として、2017年度よりコースワーク・リサーチワークの導入や単位制導入などを盛り込んだ新カリキュラムが無事実施されるに至った。今後は新カリキュラムの成果を検証しつつ、必要に応じてさらなる改革を検討していくこととしたい。

定員充足率については、修士課程において、2017年度入試でも受験者数・合格者数の増加傾向が見られた。修士課程の学生数の充実がひいては博士後期課程の入学人数の増加にもつながり得るのであって、引き続きこの傾向を維持できるよう努めたい。博士後期課程の定員充足率の向上については、新カリキュラムの効果等も検証しつつ、中長期的視野に立って改善策を検討していきたい。

**【2016年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】**

2017年度よりコースワーク・リサーチワークや単位制導入などが追加された新カリキュラムが実施されており、その成果と評価を年度末に期待したい。また2016年度からの新しい入試制度によって修士課程の入学人数が増加したことは、高く評価できる。法学研究科の場合は、学生の中に社会人が含まれており、必ずしも研究者養成だけが目的ではないために、入試の入り口の多様化で入学人数を増大させることは本研究科の社会的貢献につながる。なお博士後期課程の入学人数については、新カリキュラムが設定されたことにより、充足率が向上することに期待する一方、引き続き検証等を行い改善策が検討されることが望まれる。

**III 自己点検・評価**

**1 内部質保証**

**【2017年5月時点の点検・評価】**

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 内部質保証システム（質保証委員会）を適切に機能させているか。

①質保証委員会は適切に活動していますか。

はい いいえ

**【2016年度質保証委員会の構成、開催日、議題等】 ※箇条書きで記入。**

・質保証委員会は、研究科教授会構成員全員からなり、研究科長ではない者として2016年度は建石教授を委員長として、質保証に関する審議を行った。

・2月27日（月）13時45分～14時00分 80年間7階角会議室

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2016年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、簡条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学研究科の2016年度の質保証委員会は、研究科教授会全員により構成され、研究科長でない者を委員長として、年2回の審議を行っている。法学研究科は、1専攻で成る小さな研究科であり、質保証を行うことはかなりの負担であることは理解できる。しかし、教授会とは別に独立の質保証委員会を組織するなど、評価システムの客観性を意識し、質保証を効果的に機能させる努力が望まれる。

2 教育課程・教育内容

【2017年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

2.1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

【学位授与方針】

(修士課程)

所定の単位の修得により、以下に示す水準に達した学生に対して「修士(法学)」を授与する。

1. 法律学分野に関する高度な専門的知識を修得した学生。
2. 現代社会における多様な問題を的確に分析し、説得力のある法的議論を展開する能力を修得した学生。
3. 先行研究、外国文献等の必要な資料を渉猟し、学術的な意義のある論文・リサーチペーパーを作成するための基礎的な研究能力を修得した学生。
4. 所定の年限に修士(法学)に値する論文・リサーチペーパーを作成した学生。

(博士課程)

1. 研究者として自立するに足る高度な研究能力を修得した学生。
2. 比較法を含む先端レベルの法律知識を修得した学生。
3. 所定の年限に現代社会に貢献し得る独創的かつ高度な学術的意義のある博士論文を作成した学生。

①研究科(専攻)として修得すべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件)を明示した学位授与方針を設定していますか。

はい  いいえ

2.2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【教育課程の編成・実施方針】

(修士課程)

コースワーク科目・リサーチワーク科目

コースワーク科目として、法律学原典研究と特殊講義の科目群がある。法律学原典研究は、法律学に関する外国文献の講読を通して、法律学の研究に必要な外国文献の読み方・理解の仕方などを学び、併せて翻訳の技法を身につけることを目的とする。特殊講義は、各分野の基礎を確認した上で専門知識を体系的に身につけることを目的とする。

リサーチワーク科目として、演習と論文指導を開講する。演習では、学生の興味関心や研究上の必要に沿ってテーマを設定し、学生の調査研究について、報告・質疑応答・討論をすることにより、研究の深化を図ることを目的とする。論文指導は、法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし、指導教授が論文の完成に向けて段階的な指導を行う。

コース制

ガイドラインとしてのコース制を設け、3つのコースを提示している。

①研究者養成コース：履修を推奨する科目を指定せず、学生の研究テーマや目指す研究者像に沿って自主的な科目の選択を促す。

②高度職業人養成コース：業種ごとに履修モデルを示す。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

③特定課題研究コース：①研究者養成コース、②高度職業人養成コース以外で、特定の課題についての研究を目指す学生を対象に、履修を推奨する科目を指定せず、指導教員の指導に基づく履修科目の選択を促す。

(博士課程)

コースワークとして特殊研究を開講し、学生が各自の研究に必要な各分野の専門知識を体系的に獲得することを目的としている。

リサーチワークとして、特研演習を開講し、指導教授が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行う。

①学生に期待する学習成果の達成を可能とするための教育課程の編成・実施方針を設定していますか。 はい  いいえ

②教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していますか。 はい  いいえ

【根拠資料】※冊子名称やホームページURL等。

- ・大学院入学案内
- ・大学ウェブサイト ([http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/hoshin\\_04.html#toc02](http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/hoshin_04.html#toc02) など)

③教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性の検証プロセスを具体的に説明してください。 S  A  B

(～400字程度まで) ※検証を行う組織(教授会や各種委員会等)や検証の時期等、検証プロセスを記入。カリキュラム委員会において見直し、その結果を研究科教授会で検討し、質保証委員会で検証している。

【2016年度に変更や改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。  
 ・検証プロセスそのものは従来と変更はない(検証プロセスの成果としては2017年度からの新カリキュラムが挙げられる)。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし(成果としての新カリキュラムについては、2017年度大学院要項、同大学院講義概要(シラバス)等。)

2.3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

①修士課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。 S  A  B

(～400字程度まで) ※コースワーク、リサーチワークを組み合わせた教育課程の概要を記入。

コースワーク科目として「法律学原典研究」と「特殊講義」の科目群を設け、外国法研究能力の向上と各専門分野の基礎の確認・専門知識の獲得等を図っている。

リサーチワーク科目として、「演習」と「論文指導」を開講している。演習では、学生の興味関心や研究上の必要に沿ってテーマを設定し、学生の調査研究について、報告・質疑応答・討論をすることにより、研究の深化を図っている。論文指導は、法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし、指導教員が論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。

各科目の履修に関しては、指導教員が個別に指導を行うほか、ガイドライン型のコース制を提示することにより、学生の参考となる履修モデルを示している。

【2016年度に変更や改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

- ・コースワーク・リサーチワークの導入を含む新カリキュラムを作成し、2017年度からの実施体制を整備した。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・大学院講義概要(シラバス)
- ・Webシラバス

②博士後期課程において授業科目を単位化し、修了要件としていますか。 はい  いいえ

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・大学院要項
- ・大学院講義概要(シラバス)

③博士後期課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。 S  A  B

(～400字程度まで) ※コースワーク、リサーチワークを組み合わせた教育課程の概要を記入。

コースワーク科目として「特殊研究」を開講し、学生が各自の研究に必要な各分野の専門知識を体系的に獲得するための教育を行っている。

また、リサーチワーク科目として「特研演習」を開講し、指導教授が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行って

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

る。

**【2016年度に変更や改善された事項および新規取り組み事項等】** ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。  
・コースワーク・リサーチワークの導入及び単位制の導入を含む新カリキュラムを作成し、2017年度からの実施体制を整備した。

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・大学院要項
- ・大学院講義概要（シラバス）
- ・Web シラバス

④専門分野の高度化に対応した教育内容を提供していますか。

S  A B

(～400字程度まで) ※学生に提供されている専門分野の高度化に対応した教育に関し、どのような教育内容が提供されているか概要を記入。

専門分野の高度化に対応した教育内容を提供することは、担当教員の責務である。学会・研究会への参加、国内外の研究・研修などを通じて、担当教員自身が専門分野の高度化に対応し、担当科目における授業内容や院生の個別指導に還元するよう努めている。

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・大学院要項
- ・大学院講義概要（シラバス）
- ・Web シラバス

⑤大学院教育のグローバル化推進のための取り組みをしていますか。

S  A B

(～400字程度まで) ※大学院教育のグローバル化推進のために行っている取り組みの概要を記入。

諸外国から留学生を受け入れるべく、外国人入試の充実化を図るとともに、在校生には留学を推奨している。また、カリキュラムにおいては、外国書講読(「法律学原典講読」。2016年度は・・・)を開講することにより、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。研究上必要なツールとして、外国法検索データベースのLexisNexisやJurisなどを導入しており、適宜、それらのガイダンスを実施するなどして、技術習得の支援も行っている。さらに、外国人専門家を招聘して講演会を開催する際には、院生にも参加を呼びかけている。

外国人留学生への支援の充実に関しては質保証委員会からの指摘もあり、とりわけ研修生を念頭に置いた、日本語の法学文献を輪読する科目の設置なども案として出された。未だ実現には至っていないが、2017年度も引き続き検討を進めていきたい。

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

2.4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

①学生の履修指導を適切に行っていますか。

S  A B

**【履修指導の体制および方法】** ※箇条書きで記入。

- ・法学研究科では院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が個別に院生の自主性を尊重して履修指導している。
- ・ガイドライン型のコース制のひとつである「高度職業人養成コース」においては、業種ごとに履修モデルを示している。

**【2016年度に変更や改善された事項および新規取り組み事項等】** ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

- ・新たに導入したガイドライン型コース制のうちのひとつである「高度職業人養成コース」において、業種ごとの履修モデルを提示した。

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・大学院講義概要（シラバス）

②研究科（専攻）として研究指導計画を書面で作成し、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。

はい  いいえ

**【研究指導計画の明示方法】** ※箇条書きで記入（ここでいう「研究指導計画」とは、個別教員の研究指導計画を指すのではなく、研究科としての研究指導を指す（学位取得までのロードマップの明示等））。

- ・シラバスを作成・配布し、各科目の年間指導計画を研究科教職員及び院生全体で共有できるようにしている。
- ・ガイドライン型のコース制を提示しており、特に「高度職業人養成コース」においては、業種ごとの履修モデルを提示している。
- ・新入生オリエンテーションに際して研究科長より、終了要件について大学院要項・大学院講義概要（シラバス）の記載

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

<p>ページを確認しながら一般的に指導を行うほか、特に修士課程に関しては、学位論文のテーマ決め時期等についても説明をすることで、学位取得までのおおまかな流れを把握してもらえるよう努めている。</p>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※研究指導計画が掲載された文書・冊子等の名称を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院要項</li> <li>・大学院講義概要（シラバス）</li> </ul>	
③研究指導計画に基づく研究指導、学位論文指導を行っていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p>(～400字程度まで) ※組織的な研究指導、学位論文指導の概要を記入。</p> <p>個々の院生に対する学位論文指導については、指導教員によるリサーチワーク科目における指導を中心に行っているほか、院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取組も行っている。</p>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院要項</li> <li>・大学院講義概要（シラバス）</li> <li>・Web シラバス</li> </ul>	
④シラバスが適切に作成されているかの検証を行っていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p><b>【検証体制および方法】</b> ※箇条書きで記入（取組例：執行部（〇〇委員会）による全シラバスチェック等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学研究科では、カリキュラム委員会において、シラバスの適切な作成について議論をし、適切な作成がなされているか検証する必要があるとの結論に至った場合、その旨が研究科教授会に報告され、これを受けて、研究科教授会にて検証することとなっている。</li> </ul>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
⑤授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p><b>【検証体制および方法】</b> ※箇条書きで記入（取組例：後シラバスの作成、相互授業参観、アンケート等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学研究科では、シラバス作成と同様、カリキュラム委員会において必要と判断された場合、研究科教授会において検証することとなっている。</li> </ul>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
2.5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	
①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。	S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<p><b>【確認体制および方法】</b> ※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学研究科では、シラバスに成績評価方法を明示し、教員相互及び院生が適切性を判断できるようにしている。適切性を確認する必要があると認められる場合には、カリキュラム委員会や研究科教授会が開催され、検討・確認がなされている。</li> </ul>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
②学位論文審査基準を明らかにし、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p><b>【学位論文審査基準の明示方法】</b> ※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の学位授与基準を作成し、大学ウェブサイト等を通じて学生に明示している。</li> <li>・修士課程の学位については(1)専門分野の法律知識と柔軟な法律の解釈・適用能力を修得するとともに(2)担当教員の指導の下基礎的な研究能力を練磨・修得し(3)自己の意見を法的思考の下に説明し他者に配慮しながら積極的にコミュニケーションができる能力を修得し最終的に(4)修士論文の作成を所定の年限において果たした者に授与する。</li> <li>・博士後期課程の学位については(1)から(4)までの成果を基に(5)担当教員の指導の下でのさらなる高度で自立した研究能力の修得(6)その基礎となる例えば比較法を含む先端レベルの法律知識の修得をしつつ(7)創造的な研究者として現代社会に貢献し得る水準の博士論文の作成を所定の年限において果たした者に授与する。</li> <li>・なお、2017年度以降入学者に限り、「リサーチペーパー」をもって修士論文に代えることができることとなったが、このリサーチペーパーの審査基準も含め、2017年度中に学位論文審査基準の見直し作業を行い、2018年度には新たな審査基準を学生に周知する予定である。</li> </ul>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※学位論文審査基準にあたる文書の名称および冊子等に掲載し公表している場合にはその名称を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院入学案内</li> </ul>	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学ウェブサイト (http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/hoshin_04.html#toc02)</li> <li>・大学院要項</li> </ul>	
③学位授与状況 (学位授与者数・学位授与率・学位取得までの年限等) を把握していますか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
<p><b>【データの把握主体・把握方法・データの種類の等】</b> ※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究科教授会にて、指導教員や学位論文審査委員からの情報提供に基づき、各年度の学位取得者の増減が示される。これらを通して、学位授与者数や学位取得年限等も把握している。</li> </ul> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
④学位の水準を保つための取り組みを行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> B
<p>(～400 字程度まで) ※取り組み概要を記入。</p> <p>法学研究科では、学位論文審査を論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による審査を通じて、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、学位授与の可否が判定されている。</p> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
⑤学位授与に係る責任体制及び手続を明らかにし、適切な学位の授与が行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> B
<p><b>【修士】</b> (～400 字程度まで) ※責任体制および手続等の概要を記入。</p> <p>修士の学位授与に関しては、法政大学学位規則 (規定第 105 号) 11 条 1 項が、「修士論文の審査及び最終試験は、それぞれの研究科教授会 (又は、専攻会議) が行い、課程修了者の可否は、研究科長会議の議を経て総長が決定する。」と規定しており、法学研究科もこれを前提に審査等を行っている。</p> <p>すなわち、研究科教授会において審査を担当する主査 1 名及び副査 2 名を選出し (うち 1 名に必ず研究科長 (専攻主任) 又は専攻副主任が入ることにより、全体としての審査の整合性・公正性を担保している)、この 3 名に論文審査、口述審査及び合否判定を行わせている。判定結果については主査が後に研究科教授会に報告をし、研究科教授会として最終的にこれを審議・承認するという体制をとっている。</p> <p><b>【博士】</b> (～400 字程度まで) ※責任体制および手続等の概要を記入。ただし、博士については、学位規則のとおりに行われている場合には概要の記入は不要とし、「学位規則のとおり」と記入してください。</p> <p>学位規則のとおり。</p> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法政大学学位規則 (規定第 105 号)</li> </ul>	
⑥学生の就職・進学状況を研究科 (専攻) 単位で把握していますか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
<p><b>【データの把握主体・把握方法・データの種類の等】</b> ※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学籍異動の状況は、研究科教授会にて審議事項とされている。</li> <li>・研究科教授会では、各指導教員からの情報提供もなされている。</li> <li>・修了生は、各自の状況をキャリアセンターに報告することとされている。</li> </ul> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
2.6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	
①学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握・評価していますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> B
<p>(～400 字程度まで) ※取り組みの概要を記入 (取り組み例: アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学習成果の測定を目的とした学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、習熟度達成テストや大学評価室卒業生アンケートの活用状況等)。</p> <p>法学研究科では、学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。学位論文審査は、複数の審査委員による論文審査及び口述審査により実施され、学位に相当するか否かが判断・判定される。その結果は、研究科教授会に報告され、学位授与について審議がなされる。</p> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
2.7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S: さらに改善した、A: 従来通り、B: 改善していない」を意味する。

①学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>(～400 字程度まで) ※検証体制および方法、改善・向上に向けた取り組みの概要を記入 通常は年度末に 1 度、修論審査結果報告の際に研究科教授会にてメンバー全員が情報を共有するとともに、報告内容に関して、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証をおこなっている。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし</p>	
②学生による授業改善アンケート結果を組織的に利用していますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>(～400 字程度まで) ※取り組みの概要を記入。 研究科教授会において、年度末に 1 回、「学生による授業改善アンケート」の結果を共有し、検討を行っている。アンケートの結果をふまえ、授業における院生の取組や習熟度、学位論文執筆状況などの情報も共有しながら、改善の必要性の有無及び具体的な方策を審議している。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし</p>	

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における 2016 年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・新カリキュラム等の導入	2.1①, 2.2①～③, 2.3①～③, 2.4①～③, 2.5①

(3) 現状の課題・今後の対応等 (必須項目)

※(1) および(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・新カリキュラムの成果の検証</li> <li>・学位論文審査基準の見直し・学生への周知</li> </ul>
--

【この基準の大学評価】

①方針の設定に関すること (2.1～2.2)

<p>法学研究科では、2016 年度に、コースワーク・リサーチワークの導入を含んだ新カリキュラムが作成され実施体制が整備され、2017 年度から開始された。新カリキュラムでの教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は適切に設定されており、大学院入学案内、ウェブサイト公表されている。</p> <p>コースワーク・リサーチワークについては、博士後期課程のみならず修士課程にも設置されており、法学研究科においては、カリキュラム対しての積極的な改革姿勢が伺え高く評価できる。</p> <p>今後は、新たに設置されたカリキュラムに基づく教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性が検証されていくことが望まれる。</p>
--

②教育課程・教育内容に関すること (2.2)

<p>法学研究科の修士課程には、基礎の確認と専門知識の獲得を狙ったコース科目、またリサーチ科目として、演習と論文指導が開講されており、コースワークとリサーチワークが連動し、これらを効果的に組み合わせた教育が行われている。</p> <p>博士後期課程においても、授業科目が単位化され、コースワークとして特殊研究、リサーチワークとして特研演習が開講され、これらを適切に組み合わせた教育が行われている。</p> <p>一方、教員が学会・研究会に参加して得た知識が授業内容や院生の指導に還元されており、専門分野の高度化に対応した教育内容が提供されていると言える。</p> <p>また、外国人入試の充実化、留学の推奨、外国書講読の開講など、グローバル化推進のための多くの方策がなされ、適切な取り組みがなされていると評価できる。</p>
--

③教育方法に関すること (2.4)

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

法学研究科においては、学生の履修指導を各指導教員が中心に行っている。研究指導書については、ガイドライン型コース制のうちの一つである「高度職業人育成コース」で業種ごとの履修モデルが作成されたことは高く評価できる。

一方で研究指導計画については、大学院要項に学位取得までの過程が明示された頁を追加するなどの対応が望まれる。シラバス作成の適切性および授業がシラバスに沿って行われているかについては、カリキュラム委員会での議論の後、必要に応じ研究科教授会で検証する体制が整備されている。一方、執行部による第三者チェックが学部、研究科間でも広がっているため、当研究科でもルーティーンとして実施することが望まれる。

#### ④学習成果・教育改善に関すること (2.5～2.7)

法学研究科の成績評価については、教員間でシラバスに明示した成績評価方法により適切性を判断し、必要に応じてカリキュラム委員会や研究科教授会で検討・確認がなされ、適切性についての審議も行われている。

2017年度入学者から修士論文に代わりリサーチペーパーも学位授与の要件と見なされるようになったことは、2017年度のカリキュラム改革もたらした一つの成果である。学位審査基準を含め学位論文審査基準全体が、現在見直し作業中であるとのことであり、カリキュラム委員会を中心に十分な取り組みがなされていると言えよう。

また修士論文の審査にあたってはすべての審査に、研究科長または専攻副主任が加わることで、審査の整合性・公正性が担保されており、教員の責任体制のあり方は適切である。この他の、学生の就職・進学状況の把握、学習成果・教育改善に関する事項についても適切であると認められる。

### 3 学生の受け入れ

#### 【2017年5月時点の点検・評価】

##### (1) 点検・評価項目における現状

##### 3.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

###### 【学生の受け入れ方針】

法学研究科では、以下のような人材を受け入れる。

(修士課程)

1. 条文の解釈や判例の読み方といった法技術的な知識を身につけている。
2. 研究の基礎となる法学の体系的・専門的な知識を身につけている。
3. 法の内容それ自体に対する批判的な見方を可能にするような多角的観点から分析する能力と柔軟な思考力を修得している。
4. 身につけた知識と修得した分析能力・思考力を活用して、法的な問題の妥当な解決を図ることができるリーガルマインドを備えている。
5. 外国人留学生の場合、日常会話が可能な日本語能力と日本の法律制度に対する基本的な知識を修得している。

(博士課程)

5. 修士課程の1から5に加え、日本法および外国法につき高度な研究能力を備えている。

●修士課程の一般入試、学科内入試、社会人入試では、専門科目の試験によって、法律の解釈・適用能力を評価し、英語の試験を通して、語学力を評価し、さらに、口述試験によって法律の解釈・適用能力と議論を展開する能力を評価する。また、外国人入試では、専門科目試験と面接により日本の法律制度に対する基本的な知識を評価し、日本語科目の試験と口述試験により日本語能力を評価する。

●博士後期課程の入試では、専門科目試験および外国語科目試験、口述試験、修士論文の内容を通して研究能力を評価する。

①求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を設定していますか。

はい  いいえ

3.2 学生の受け入れ方針に基づき学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や体制をどのように適切に整備していますか。また、入学者選抜をどのように公正に実施していますか。

S  A B

(～200字程度まで) ※取り組み概要を記入。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

学生募集及び入学選抜の制度・体制に関しては研究科教授会で議論し整備を進めており、入試要項のチェックや進学相談会についても、研究科長を中心に教授会全体で対応している。

入学選抜に関しては、①語学科目及び専門科目については研究科教授会構成員が責任を持って出題及び採点を行い、研究科教授会構成員全員をもって構成される判定会議において結果を審議・承認している。また、②口述試験においては3名以上の専任教員でもってこれを行い（うち1名には研究科長（専攻主任）又は副主任が入ることにより、口述試験の全体としての整合性・公正性を担保している）、やはり判定会議において結果を審議・承認する体制をとっている。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

3.3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

①定員の超過・未充足に適切に対応していますか。

はい  いいえ

(～200字程度まで) ※入学定員・収容定員の充足状況をどのように捉えているかを記入。

法学研究科では、定員未充足の状況に対処するため、2015年度入試改革を実施し、2016年度入試においても外国人入試と研修生の併願等の措置を施した結果、2017年度入試においては志願者数・入学者数ともに一定の改善結果を得ることができた(2017年度修士課程入学者7名、充足率35%)。2018年度入試に向け、この傾向を維持しつつ、さらなる改善点を模索していきたい。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

定員充足率(2012～2016年度)

(各年度5月1日現在)

【修士】

種別\年度	2012	2013	2014	2015	2016	5年平均
入学定員	20名	20名	20名	20名	20名	
入学者数	5名	7名	3名	7名	3名	
入学定員充足率	0.25	0.35	0.15	0.35	0.15	0.25
収容定員	40名	40名	40名	40名	40名	
在籍学生数	9名	13名	13名	13名	12名	
収容定員充足率	0.23	0.33	0.33	0.33	0.30	0.30

【博士】

種別\年度	2012	2013	2014	2015	2016	5年平均
入学定員	5名	5名	5名	5名	5名	
入学者数	1名	0名	2名	1名	1名	
入学定員充足率	0.20	0.00	0.40	0.20	0.20	0.20
収容定員	15名	15名	15名	15名	15名	
在籍学生数	3名	2名	5名	4名	5名	
収容定員充足率	0.20	0.13	0.33	0.27	0.33	0.25

※定員充足率における大学基準協会提言指針

【対象】大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数比率

【定員超過の場合の提言指針】※改善勧告なし

提言	努力課題
修士・博士共通	2.00以上

【定員未充足の場合の提言指針】※改善勧告なし

提言	努力課題
修士	0.5未満
博士	0.33未満

3.4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

①学生募集および入学選抜の結果について検証を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取

S  A B

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

り組みを行っていますか。	
(～400字程度) ※検証体制および検証方法、改善・向上に向けた取り組みの概要を記入。 法学研究科では、研究科教授会において、入試ごとに受験生の動向、試験科目の適切さ、判定基準などについて議論をして、検証を行っている。	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2016年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 現状の課題・今後の対応等 (任意項目)

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

・一連の入試改革及び新カリキュラムの効果を検証しつつ、定員充足率向上のためのさらなる方策を検討する。
--

【この基準の大学評価】

<p>学生の受け入れについては、適切に受け入れ方針が設定され、かつ学生募集および入学者選抜の制度が適切に整備されている。一方、法学研究科修士課程の収容定員充足率は、5年平均で0.30である。2017年度入試においては、志願者数、入学者数ともに増加し、充足率が高まったことは2015年度入試改革の成果であり、その取り組みは高く評価できるが、今後もこの傾向を維持できるようにさらなる改善を期待したい。</p> <p>また、博士後期課程については、5年平均で0.25であるが、修士の充足率とも連動しており、両課程合わせての取り組みが一層期待されることである。</p>
--

4 教員・教員組織

【2017年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

4.1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	
<p>【求める教員像および教員組織の編制方針】 (2011年度自己点検・評価報告書より)</p> <p>法学研究科の目的を見据えて、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを確実に実施するうえで、学生と並んで教員が最も肝要な主体である。本研究科の教員は、そのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて教育に当たることが要請される。本研究科での教育・研究は学部の専任教員の兼担によって行なわれることが通例である。マンツーマン方式による論文指導など院生のニーズに対応できるきめの細かい個別指導の一層の充実を図る。</p>	
①採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>【根拠資料】 ※教員に求める能力・資質等を明らかにしている規程・内規等の名称を記入。 ・法学部の専任教員の採用・昇格に関する内規</p>	
②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>【研究科執行部の構成、研究科内の基幹委員会の名称・役割、責任体制】 ※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究科の長として研究科長を置き、研究科長が専攻主任を兼務する。また、必要に応じて、専攻主任が専攻副主任を任命することにより、研究科執行部が構成されている。</li> <li>基幹委員会として、質保証委員会とカリキュラム委員会が設置されている。質保証委員会は、研究科教授会構成員全員をもって構成員とし、研究科長ではない者を委員長として質保証に関する審議を行っている。カリキュラム委員会は、カリキュラムの改革・整備に向けた検討を行っている。</li> <li>組織的な教育の実施に関する責任は、研究科教授会が担い、各教員の役割分担・責任については、教授会において確認されている。</li> </ul>	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

4.2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

①研究科（専攻）のカリキュラムにふさわしい教員組織を備えていますか。

はい  いいえ

(～400字程度まで) ※教員像および教員組織の編制方針、カリキュラムとの整合性、国際性、男女比等の観点から教員組織の概要を記入。

法学研究科の専任教員は、法学部に所属しており、教員組織の編成方針は法学部の編成方針に従う。人事に際しては、法学研究科における科目の担当も予定して議論がされ、教育上及び研究上の業績を有し、その担当する専門分野について高度の研究指導能力があると認められるかが考慮されている。法学研究科では、幅広い分野にわたり体系的に豊富な専門科目を設置し、また、個別の論文指導を目的とした科目も揃えているところ、専任教員が開講科目の相当数を担当している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・大学院ウェブサイト教員紹介

([https://www.hosei.ac.jp/gs/kenkyuka/hou/hou\\_senko/kyoin\\_message.html](https://www.hosei.ac.jp/gs/kenkyuka/hou/hou_senko/kyoin_message.html))

2016年度研究指導教員数一覧（専任）

(2016年5月1日現在)

研究科・専攻 ・課程	研究指導 教員数	うち教授数	設置基準上必要教員数	
			研究指導 教員数	うち教授数
修士	24	22	5	4
博士	24	22	5	4
研究科計	48	44	10	8

研究指導教員1人あたりの学生数：修士0.50人、博士0.21人

②特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していますか。

はい  いいえ

【特記事項】(～200字程度まで) ※ない場合は「特になし」と記入。

年齢構成の偏りに関しては、長期的観点に立ちつつ引き続き対応していきたい。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

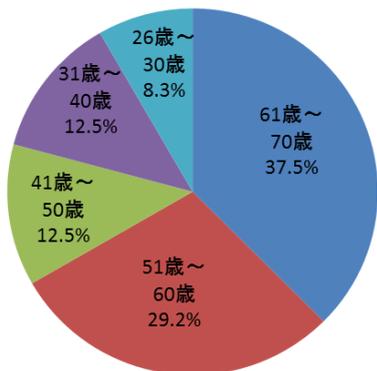
- ・特になし

専任教員年齢構成一覧

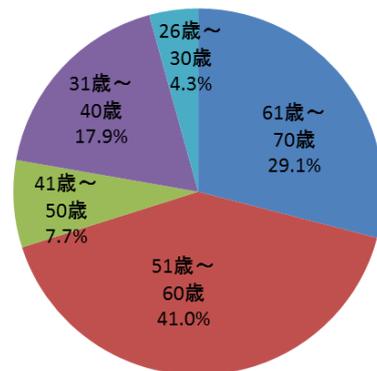
(5月1日現在)

年度\年齢	26～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61～70歳
2016	2人 8.3%	3人 12.5%	3人 12.5%	7人 29.2%	9人 37.5%

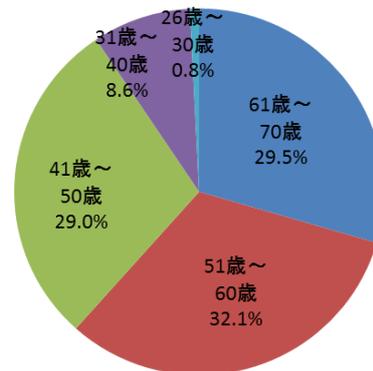
年齢構成比  
(2016年度法)



年齢構成比  
(法過去5年平均)



年齢構成比  
(2016年度全研究科平均)



4.3 教員の募集・採用・昇任等を適切に行っているか。

①大学院担当教員に関する各種規程は整備されていますか。

はい  いいえ

【根拠資料】※大学院担当教員に関する規程・内規等の名称を箇条書きで記入。

- ・法学部の専任教員の採用・昇格に関する内規

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

②規程の運用は適切に行われていますか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
<p><b>【教員の募集・任免・昇格に関する学部教授会との連携体制】</b> ※教員の募集・任免・昇格に関し、学部教授会とどのような連携が行われているか概要を簡条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学研究科では、教員の募集・任免・昇格について、法学部の内規に準拠して運用している。法学研究科の専任教員は法学部法律学科の専任教員であり、学部での教員募集・選考時に大学院の担当も併せて検討され、適切に運用されている。</li> </ul> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
4.4 教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげているか。	
①研究科（専攻）内のFD活動は適切に行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> B
<p><b>【FD活動を行うための体制】</b> ※簡条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学生による授業改善アンケート」を実施しており、そこで高い評価を維持するよう研究科教授会で結果を共有しつつ議論している。</li> <li>・カリキュラム委員会を2016年度は計13回開催し、新カリキュラム実施のための作業を行った。</li> <li>・FD委員会の設置を課題として認識し、開設に向けて引き続き検討を進めている。</li> </ul> <p><b>【2016年度のFD活動の実績（開催日、場所、テーマ、内容（概要）、参加人数等）】</b> ※簡条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム委員会開催日 <ul style="list-style-type: none"> <li>2016年5月9日（月）13:30～13:50 80年館7階角会議室</li> <li>2016年6月6日（月）13:30～14:00 80年館7階角会議室</li> <li>2016年7月4日（月）13:30～14:00 BT26階A会議室</li> <li>2016年7月25日（月）13:30～14:00 80年館7階角会議室</li> <li>2016年9月26日（月）13:20～14:00 BT26階A会議室</li> <li>2016年10月17日（月）13:20～14:00 BT26階A会議室</li> <li>2016年10月31日（月）13:00～13:30 BT26階A会議室</li> <li>2016年11月14日（月）13:20～14:00 BT26階A会議室</li> <li>2016年12月12日（月）13:20～13:45 80年館7階角会議室</li> <li>2017年1月16日（月）13:20～13:40 BT26階A会議室</li> <li>2017年1月30日（月）13:20～13:40 80年館7階角会議室</li> <li>2017年2月27日（月）13:20～13:35 80年館7階角会議室</li> <li>2017年3月13日（月）13:20～13:30 80年館7階角会議室</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
②研究活動を活性化するための方策を講じていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> B
<p><b>【研究活動活性化の取り組み】</b> ※簡条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学部教授会において決定した方策（法学志林掲載や学術研究データベースの毎年の更新）に則って、研究成果の公表や業績に関する情報公開を促している。</li> <li>・法学部のルールに基づき、国内外における研究・研修の機会が確保されている。</li> </ul> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="https://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/2013062711550.html">https://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/2013062711550.html</a>（法学志林）</li> <li>・<a href="http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm">http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm</a>（学術研究データベース）</li> </ul>	

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2016年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、簡条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 現状の課題・今後の対応等（任意項目）

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について簡条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

【この基準の大学評価】

法学研究科の教員の採用・昇格の基準については法学部の専任教員の採用・昇格に関する内規に明示されている。教員の採用・昇格に関しては法学部の内規に準拠し、研究科独自の判断を行使する余地がないので、学部における採用時に大学院担当を含めて選考基準を設けているという現状は理解できる。

一方、専任教員の年齢構成は、全研究科と比較して高齢に偏りが見られる。この点については、学部の教員採用と連動するため、学部において長期的観点に立った対応による今後の改善に期待したい。

研究科内の役割分担や責任体制については、研究科執行部を中心に各種委員会が設けられ、役割や責任の所在についても明確にされている。教員組織としては、前述のとおり学部における教員採用時に大学院を担当することを考慮した配慮がなされ、開講科目の相当数を専任教員が担当することにより、カリキュラムにふさわしい教員配置となっている。

なお、法学研究科では、FD活動の一環として、カリキュラム委員会を13回開催しており、教員・教員組織を充実させる取り組みとしても評価される。この他の教員・教員組織の評価についての事項については、適切であると判断される。

5 学生支援

【2017年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

5.1 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

①研究科（専攻）として外国人留学生への修学支援について適切に対応していますか。	S	A	B
（～400字程度まで）※外国人留学生への修学支援に関する取り組みの概要を記入。 法学研究科では、入学時の新入生オリエンテーションにおいて、日本人の学生とともに外国人留学生にも役立つ研究上の注意事項や基本的な技術の習得に関する情報を提供している。また、院生の上級生からもガイダンスを行い、大学院における生活一般にかかわる情報を提供し、とりわけチューター制度への申込みを強く推奨している。チューターによる外国人留学生への支援は、日本語指導、研究に必要な情報収集の方法の指導及び生活一般の相談など、重要な役割を果たしている。さらに、指導教員が個別に外国人留学生に科目の履修や研究について指導を行っている。 なお、2017年度から大学院全体に導入された日本語チューター相談室に関して、研究科長から院生代表を通じて、留学生への初日のガイダンスに関する案内を確実に実施した。			
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし			

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2016年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 現状の課題・今後の対応等（任意項目）

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

・特に研修生を念頭に置いた、日本語の法学文献講読科目等の設置検討。

【この基準の大学評価】

法学研究科では、入学時オリエンテーションの際に、研究上の情報提供を行うとともに、留学生にチューター制度への申し込みを推奨するなど、チューター制度を活用した外国人留学生への支援が適切になされている。一方で、法律用語は日本人でも理解しにくい特徴を持つこと、また法律学は法政大学の開学の基礎となった学問分野であることを考慮して、他の研究科のモデルとなるような留学生支援モデルを模索してほしい。「日本語の法学文献講読」の設置など積極的な試みが検討中とのことであり、今後の取り組みの強化を期待したい。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

IV 2016 年度における現状の課題等に対する取り組み状況

評価基準		教育課程・教育内容
現状の課題・今後の対応等		新カリキュラムの完成に向けた細部の調整と各種規定の改正。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	2017年度から新カリキュラムを実施すべく、カリキュラム委員会を頻繁に開催して細部の調整と確認を重ね、大学院課の各部署とも連携を図り、学則の改正のための所定の手続を終えた。
	質保証委員会による点検・評価	2017年度以降実施の新カリキュラムの検討と所定の手続が進められ、順調に準備が整えられている。2016年5月時点の自己点検・評価では、①コースワーク・リサーチワークの導入、②専門分野の高度化への対応、③教育のグローバル化に関する取り組みの3点が要請された。①については、現時点で2017年度の新カリキュラムから実施することを決定済みである。②については、新カリキュラムにおいて科目数を増加したことにより、従前よりも対応が進んだと評価できる。③については、在籍学生のグローバル化を図るとともに、国際社会との研究交流・外国の大学院等の研究機関との交換留学制度などにより、長期的な展望の下で教育内容の面からも検討が期待される。
評価基準		教育方法
現状の課題・今後の対応等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新カリキュラムの完成に向けた細部の調整と各種規定の改正。</li> <li>・新カリキュラムに基づくシラバスの適切な作成。</li> <li>・新カリキュラムに基づく授業内容に関する「学生による授業改善アンケート」の実施とその結果の検証。</li> </ul>
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則改正の所定の手続を終えたため、2017年度から新カリキュラムを実施する。</li> <li>・新カリキュラムに基づき開講予定の科目についてシラバスが作成され、第三者チェックを実施した。</li> <li>・従来と同様に2016年度も「学生による授業改善アンケート」を実施し、その結果を研究科教授会にて共有・検証した。2017年度も新カリキュラムの院生への周知徹底を図った上で、「学生による授業改善アンケート」を実施し、その結果を検証する予定である。</li> </ul>
	質保証委員会による点検・評価	適切な教育方法の実現に向けた課題は、十分に達成されており、今後は、2017年度以降の新カリキュラムの実施状況を踏まえた検証が期待される。履修指導、研究指導計画および学位論文指導は、各教員が個別に実施している。学位論文指導に関しては、中間報告の実施等、ピア・レビューの要素を含めた方法により質を高めるための機会を設けることも検討の視野に入れられており望ましい。シラバスに関しては、第三者チェックの実施が確認された。検討結果をもとに今後も改善が進められていくことが望ましい。
評価基準		成果
現状の課題・今後の対応等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も学位授与方針の周知を徹底する。</li> <li>・これまでの学位授与水準を維持すべく、引き続き学位論文の慎重な審査・判定を行う。</li> </ul>
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年度は、学位授与方針について大学院案内・シラバス等の印刷物や研究科のWebサイトを通じて公表し、周知徹底を図ってきた。2017年度は、これらの媒体に加えて、新入生への教員によるガイダンスにおいても学位授与方針を案内する予定である。</li> <li>・2016年度の学位論文の審査・判定は、成績評価と学位論文の審査を合わせて行った。学位論文の審査については、主査1名と副査2名の3名の審査委員により実施し、その結果を教授会に報告し、教授会での承認を得るという一連のプロセスで慎重に行った。2017年度も同様の体制で審査・判定を行う予定である。</li> </ul>
	質保証委員会による点検・評価	学修成果は、科目ごとの成績評価と学位論文審査において行われ、研究会教授会での報告を通じて教員に共有されている。また、学位論文審査基準としては「学位授与方針」が入学案内やホームページで明示されている。新入生および在籍学生に周知する方法の有効性については、次年度以降に検証する必要がある。現行カリキュラムに基づき研究指導が行われ、修士論文は順調に提出されている。「教育方法」に関する所見に記載したと同様、学位論文の質を高めるためのピアレビューの機会に関しても検討中とのことであり、実現に期待する。
評価基準		学生の受け入れ
現状の課題・今後の対応等		・2015年度入試では、改革を経て、志願者・入学者が増加し、2016年度入試においてもさら

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

		に改革を進め、2015年度とほぼ同様の志願者数・入学者数を維持することができた。今後も、入試改革と新カリキュラムの効果を検証しながら、新たな方策を検討し講じていく。
年度末 報告	教授会執行部による点検・評価	2017年度入試では、秋季入試において、志願者数は、修士学科内1名、修士一般4名、修士外国人7名、修士社会人1名の計13名のところ、合格者は、学科内1名、一般0名、外国人2名、社会人1名の合計4名であった。春季入試では、志願者数は、修士一般6名、修士外国人3名、修士外国人と研修生の併願14名、博士後期1名、研修生単願3名の計27名のところ、合格者は、修士一般2名、外国人2名、博士後期1名、研修生単願1名の計6名であった。2017年度入試全体では、志願者数が40名に増加し、2016年度入試で19名であったのに比べ倍増し、また、合格者は、昨年度5名のところ、2倍の10名となり、入試改革の効果が十分にみられる結果となった。引き続き、入試改革による入試の種類と回数増加と新カリキュラム導入の効果も相俟って、さらなる志願者数・入学者数の増加につながることを期待したい。
	質保証委員会による点検・評価	2011年から2015年の期間、定員充足率について課題があったが、その後の改革として、学科内入試、修士課程入試を年2回とし、外国人入試と研修生との併願を認める制度など新設された。2017年度入試では志願者も合格者も倍増しており、入試制度改革の成果が現れたものと評価することができる。また、2014年度から2016年度の3年度間の学生の国籍は、修士課程では日本9名、中国4名、博士課程では日本2名、タイ1名、フランス1名となっており、国際化が進んでいる点も評価したい。国際化とともに、教育や研究における日本語教育補助の必要性も高まっているが、院生によるチューター制度が機能している。今後の学生数のさらなる増加に関しては、新カリキュラムにおけるリサーチペーパーによる修了制度の新設や、高度職業人養成コース等の周知により、特定分野の知識の習得や社会人学生の増加が見込まれる。従来の研究者を対象とした教育のみならず、そうした学生への対応、たとえば公務員やNPO職員等の専門知識の習得を目的とする学生への適切な教育方法もさらに検討されたい。

#### 【2016年度における現状の課題等に対する取り組み状況の評価】

法学研究科では、これまでの努力が実り2017年度に新カリキュラムが実施されるに至った。従って、新カリキュラムの完成のための各種規定は2016年度に改定されている。新カリキュラムが運用されるに至ったことは、当該研究科にとって大きな成果であり、高い評価に値する。今後は、新カリキュラムに基づくシラバスの適切性の評価、授業評価アンケート等の結果を検証し、改善が加えられより充実した内容へと発展していくことが期待される。

また、研究科の定員の充足率については2017年度の入学者が増加したことから、改善の兆候が見られた。他の研究科の取り組み等を参考にされつつ、引き続き、志願者・入学者の充足に努めることが期待される。

一方、質保証については、評価システムの客観性確保という視点から、質保証委員会の性格をあらためて検討するとあるが、教授会と質保証委員会が一体の組織となったままであり、独立した委員会の立ち上げに向けた議論の活発化が望まれる。

#### 【大学評価総評】

法学研究科は、2015年度入試改革、2017年度からのコースワーク・リサーチワークが導入された新カリキュラム実施と、現在改革のプロセスの只中に置かれており、関係者の努力を高く評価すると共に、この努力の継続を期待したい。

一方で、2016年度における現状の課題等に対する取り組み状況の評価にあるように、研究科の定員充足率と質保証体制については今後の継続した努力と改善が望まれる。定員充足については、全学的にもその問題が指摘されているところであり、多くの研究科で取り組みがなされている。一部の研究科においてはその成果が現れているところもあり、それらの成功例を参考にしつつ、引き続き改善に向けた努力がなされることが望まれる。また、質保証体制については、教授会とは独立した質保証委員会を立ち上げ、PDCAサイクルを機能させる努力が望まれる。質保証体制を確保することは、2017年に実施された新カリキュラム等の検証や、今後の研究科にとって多くの取り組みにも資するところでもあり、改善に向けての議論が高まることを期待したい。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。